平成２２年（フ）第１７５号
福島県河沼郡湯川村大字勝常字代舞1767番地
債務者　獨古　恵二
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第７６６号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥３丁目１番地の３
債務者　髙山　憲一
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７８２号
神奈川県平塚市纏88番地の６
債務者　杉山　智恵
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７８４号
神奈川県秦野市萩が丘３番29号　美登利ハイツ202号
債務者　岩元　　淳
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８１１号
神奈川県中郡大磯町国府本郷1155番地12
債務者　扇田　奈都
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８２２号
神奈川県小田原市早川３丁目８番地の４
ディアコート・ヤマテ103
債務者　鈴木　一生
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１６０号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山894番地３
債務者　樋口　昭一
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１６１号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山894番地３
債務者　樋口　早苗
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１６２号
新潟市北区内島見2194番地20
債務者　樋口富士雄
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１７１号
新潟県新発田市小舟町３丁目１番25号
債務者　石山　敦子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第５６４号
和歌山県紀の川市西井阪13番地１　カーサステラ203
債務者　仲前　雅美
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５８７号
和歌山市松島120番地３号
債務者　桃木　迪佳（旧姓畔取）
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６１８号
和歌山市粟258番地の１　レジデンス粟303
債務者　福西　咲美
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６２４号
和歌山県有田市宮原町道637番地５
債務者　山本　　忍
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６２５号
和歌山県有田市宮原町道637番地５
債務者　山本　ゆか
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６３４号
和歌山市津秦259番地の９
債務者　村田　君子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６３７号
和歌山県有田郡広川町大字和田２番地２
債務者　喜田やすみ
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６３９号
和歌山市三筋目61番地の５
債務者　中西啓彰こと　中西　旬平
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係